

## 特定非営利活動法人ドリーム 会員規定

2015.6.1

### (目 的)

第1条 この規定は、NPO 法人ドリーム定款第6条に定める正会員及び賛助会員について、必要な事項を定める。会員は、法人の趣旨に賛同したものとし、理事会の承認を受けた者とする。

### (総 則)

第2条 本規定は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。

### (会員の種類)

第3条 当法人の会員は、当法人の定款において定められた次の2種とする。

#### (1) 正会員

この法人の活動に賛同し、積極的に運営に参画する個人及び団体。

発送物（ドリームニュース・情報誌）、この法人における活動参加（スタッフ・ボランティア）、イベント参加、総会での決議権などを有する。

#### (2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、援助を行う個人及び団体。

発送物（ドリームニュース・情報誌）、この法人における活動参加（教室など一部）、イベント参加の権利を有する。

#### (3) 賛助会員（家族会員）

ご家族がこの法人の会員である方のご家族に限る。

規定は、賛助会員と同じ。

### (入会と退会)

第4条 入会と退会に関しては、定款第7条～11条で定める通りである。

#### (1) 入会

入会を希望するものは、会員申込書を記入し提出する必要がある。

会費の納入を持って受付を行う。

#### (2) 退会

退会は自己申告をする場合、会費の納入がなかった場合、その他の事情（偽名等の虚偽情報を提出など）により退会するものとする。

(入会申込の拒絶)

第5条 当法人は、入会申込者が次に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。

(年会費)

第7条 入会金及び年会費の金額を以下のとおりにする。

- |                  |     |                 |
|------------------|-----|-----------------|
| (1) 正会員 (個人・団体)  | 1 口 | 3,500 円 (1 口以上) |
| (2) 賛助会員 (個人・団体) | 1 口 | 3,000 円 (1 口以上) |
| 家族会員 (個人)        | 1 口 | 1,500 円 (1 口以上) |

(会員資格の継続)

第8条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

会員資格は、毎事業年度開始後4ヶ月以内に、当法人の定める方法により会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

会員	会費	ドリーム ニュース	情報誌	スタッフ登録 可否	ボランティア 登録 可否	家族会登録 可否
正会員	3,500 円	○	○	○	○	○
賛助会員	3,000 円	○	○			○
家族会員	1,500 円	○	○			○

会員	会費	イベント参加 可否	教室参加 可否 (一部の教室事業)	貸室優先利用	総会決議権
正会員	3,500 円	○	○	○	○
賛助会員	3,000 円	○	○	○	
家族会員	1,500 円	○	○	○	